

特記仕様書

1. 件名

北大阪急行線延伸（鉄道事業法による整備区間）に伴う土木工事積算査定業務委託

2. 目的

本業務は、北大阪急行線延伸事業のうち北大阪急行電鉄が施行する区間（千里中央駅～仮称箕面船場駅）の土木工事について、北大阪急行電鉄が本市に補助申請する工事内容及び金額の妥当性を精査し、適切な査定を行い、適切な金額を設定することを目的とする。

3. 業務内容

北大阪急行電鉄が本市に補助申請する土木工事内容及び金額について、査定を行う。

(1) 査定業務

積算基準等により歩掛かり等の精査を行うとともに、同種・類似工事の工事内容及び金額を調査・比較し、査定を行う。

4. 業務期間

- (1) 業務期間は、契約締結日から平成28年9月30日まで
- (2) 契約締結後、速やかに業務スケジュールを策定し、本市と協議した提出期限に遅れが生じないように行わなければならない。

5. 受注者の義務

- (1) 受注者は、契約の遂行にあたって、本市の意図及び目的を十分に理解した上で、正確丁寧に業務を行わなければならない。
- (2) 受注者は、契約の遂行にあたって、関係法令や契約書、本特記仕様書を遵守するとともに、本市と常に密に連絡を取り、その指示に従わなければならない。

6. 秘密の保持

受注者は、本業務の遂行にあたり知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。なお、この秘密保持義務は本業務終了後も継続するものとする。

7. 疑義

受注者は、本業務を遂行する上で疑義が生じた場合には、その都度速やかに本市と協議の上、その指示に従うこと。

8. 成果品に対する責任の範囲

受注者は、本業務完了後であっても、失策又は不備等が発見された場合、速やかに成果品の訂正を行わなければならない。これに要する費用は、受注者の負担とする。

9. 業務の遂行にあたっての留意点

- (1) 受注者は、本事業において遵守すべき法令等を考慮し、得た情報や検討経緯を踏まえ、本市と事前に十分な協議を行った上で、業務を遂行する。
- (2) 業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者と本市は常に密に連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

10. 提出書類

- (1) 受注者は、本業務の遂行において、下記の書類を提出し、市の承認を受けなければならない。

なお、承認された事項を変更しようとするときはその都度、本市の承認を受けなければならない。

- ①着手届
- ②業務実施計画書
- ③業務スケジュール
- ④主任技術者届
- ⑤業務実施報告書
- ⑥その他必要な書類
- ⑦完了届

- (2) 提出時期は、①～④は業務開始時、⑤⑥は必要の都度、⑦は業務完了時とする。
- (3) 業務実施計画書について、業務の目的・主旨を把握した上で、設計図書に示す業務内容を確認し、下記事項を記載するものとする。

- | | |
|-------------------|---------------|
| ①業務概要 | ⑦成果品の内容、部数 |
| ②実施方針 | ⑧使用する主な図書及び基準 |
| ③業務工程 | ⑨連絡体制（緊急時含む） |
| ④業務組織計画 | ⑩使用する主な機器 |
| ⑤打合せ計画 | ⑪その他 |
| ⑥成果品の品質を確保するための計画 | |

11. 成果品

受注者は、次に示す成果品を作成し、正副2部を納品するものとする。

①積算査定業務委託

北大阪急行線延伸（鉄道事業法による整備区間）に伴う土木工事積算査定報告書（根拠資料を含む。） 一式

1 2. 成果品の検査及び引渡し

受注者は、本業務完了時に本市の検査を受けなければならない。本業務の検査に合格後、本特記仕様書に指定された成果品一式を納品し業務の完了とする。

1 3. その他

本特記仕様書は、本業務の概要を示すものであり、本特記仕様書に明記なき事項については、本市と協議の上これを決定する。